

会 則

第1条 名 称

本会は、地域交流サロン・ぷらっと都島 と称する。

第2条 事務局所在地

本会の事務所は、大阪市都島区高倉町2丁目8番13号とする。

第3条 目 的

本会は、地域の社会的課題を解決しより良い共生社会の実現に寄与することを目的とする

第4条 事 業

本会はその目的を達成するため下記の事業を実施する。

- 1 地域の交流サロンの運営、こどもとおとなの居場所づくり等すべての世代の住民が集えるコミュニティスペースの整備事業
- 2 不登校の小中学生の学習支援・発達障がい児の相談支援
- 3 こども食堂・フードバンク等食事の提供と食料品の配布
- 4 健康増進のための運動・レクリエーション活動
- 5 文化芸術科学技術の振興、情報化社会の発展を図る事業
- 6 共生社会・SDGsを実現に寄与し地域社会にポジティブな影響をあたえるソーシャルグッドな地域社会福祉活動
- 7 最新デジタル技術をカリキュラムに取り入れた現代版の寺子屋、体験型学習支援事業
- 8 前各号に掲げる社会福祉活動を行う団体や事業の運営または活動に関する連絡、助言および支援活動

第5条 運 営

大阪府内の個人が所属でき、必要に応じて会員が集まり会の運営を行う。

会員の熱意と相互信頼を、全ての活動・運営の基盤とする。

会の運営は、会員の自主運営によるものとする。

第6条 会員資格及び会費について

- 1 当会の会員資格は、当会の趣旨に賛同し、これから活動しようとしている団体や個人とする。
- 2 入会金及び会費は、役員会で別途定めることとし、事業経費が必要な場合は、会員と協議の上、負担金を徴収する場合がある。

第7条 入 会

入会を希望するものは、趣旨に賛同し、必要事項を登録したものを会員とする。

第8条 退 会

退会を希望する会員は、代表に届出をする。なお、団体所有の資産について持ち分を放棄し、分割請求及び清算は行わないものとする。

第9条 役員会

本会に役員会を置く。役員会は会の運営方針及び事業の決定を行う。

第10条 役員の構成

代表 1名

副代表 1名以上

会計 1名以上（副会長が兼任できる）

監事 1名以上

第11条 役員の選任

役員（代表、副代表）は会員の互選で選任する。

第12条 役員の職務及び任期

1 代表は、本会を代表し会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。

3 任期は2年とし再任を妨げない。

第13条 会の構成及び議決について

1 本会の会議は総会、役員会及び定例会とし、総会は年1回開催し、事業報告及び会計報告、事業計画について報告をする。

2 議決権は一人1票とし、過半数を超える賛成をもって議決するものとする。

第14条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 会則の変更

会則の変更は役員会を経て総会で決定する。

第16条 その他

会則で定めるほか必要な事項は役員会で決定する。

（附則）

本会則は令和5年4月1日から実施する。

（設立年月日）

令和5年1月23日

代表 中嶋健三

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します

大阪府大阪市都島区高倉町 2-8-13

代表 中嶋健三